

次に、議席3番、渡邊昇君。

〔3番 渡邊 昇君登壇〕

○3番（渡邊 昇君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、本当に3週間ぶりのまた雪が降りまして、悪天候の中、大変ご苦労さまでございます。議席3番の渡邊昇でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

先ごろ、テレビニュース、新聞等で群馬県教育委員会は小学5年生と中学2年生を対象に、実技を含む独自の学力調査を実施し、基礎的、基本的な知識や技能などの全国学力・学習状況調査で行われない教科が対象で、筆記だけではない見えない習得状況を図る点が特徴とあった。教育新聞では、小学校では図画、工作、水彩絵の具の色塗り、家庭では布にボタンをつける、中学校では理科、顕微鏡の操作を実施、実技課題として行ったそうです。

そこで、1項目として、境町立学校の実技での学力テストの現状をお聞きしたい。

まず、1点目として、小学校、中学校では何を実施しているのか。

2点目として、境町独自の教科実技はどういうものがあるのか。

そして、3点目として、道徳・特別活動に地元卒業生のゲストティーチャーの登場依頼について、この3点をお伺いいたします。

次に、2項目として、子ども手当については、今国会で予算法案審議の中で与野党内で激しいやりとりが行われています。「子ども手当ではあるが、成立した場合、本人口座名義へ直接お金が支給される」になっておるそうです。そういう該当者のご理解をいただきながら、子ども手当の一部を就学生の給食費に町では充てられないのかをお伺いします。

以上、2項目について誠意あるご答弁をよろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（木村信一君） ただいまの質問の1項目に対する答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

〔教育長 佐怒賀政守君登壇〕

○教育長（佐怒賀政守君） 渡邊昇議員の質問にお答えいたします。

初めに、「実技での学力テストの現状をお聞きしたい」との質問にお答えいたします。まず、第1点目の「小学校・中学校では何を実施しているのか」との質問でございますが、ご承知のとおり、先日群馬県教育委員会が独自に一部の小中学校を対象として児童生徒のボタンづけなど、技能をテストする目的で、実技調査が行われました。いわゆるペーパーテストと言われる学力テストは、全国学力・学習状況調査や茨城県学力診断のためのテスト等を初めとして、各種テストが実施されているところですが、実技に関する調査はこれまで見られませんでした。

境町では、群馬県のような実技調査を行ってはおりませんが、小中学校の評価・評定の現状を申し上げますと、各教科では多少の違いはありますが、「関心・意欲・態度」、「さまざまな能力」、「技能」、

「知識・理解」の4つの観点を総合的に評価し、劣っている点は指導の手を加えるなど補的な指導を行います。さらに、学期末や学年末には、それぞれの観点ごとに観点別評価を行います。各教科を総括した評価を評定と言います。評定は、これら4つの観点を総合的に判断して出します。

音楽や家庭科、技術・家庭科、体育や図画工作、美術などのいわゆる芸能教科と言われる教科でも、先ほど申しました4つの観点があります。特に知識・理解の評価以外については、ペーパーテストでは判断できません。作品で評価する場合がありますが、授業中に児童生徒の様子を観察し、その様子を補助簿と呼ばれる記録紙に児童生徒の学習状況を記録しています。その際、全員の児童生徒と教師が順番に1対1の面接形式で実技テストを行うこともしています。

以上が小中学校で実施されている状況であります。

次に、2点目の「境町独自教科実技はどういうものか」との質問でございますが、境町においては、文部科学省で示された学習指導要領に即して指導をしております。先ほどの「関心・意欲・態度」、「さまざまな能力」、「技能」、「知識・理解」の4つの観点についても示されており、ご質問の境町独自の教科実技については実施されておられません。各校では、引き続き現在実施しております「関心・意欲・態度」、「さまざまな能力」、「技能」、「知識・理解」の4つの観点を総合的に判断する評価・評定を志すまいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、3点目の「道徳・特別活動に地元卒業生のゲストティーチャーの登場依頼について」とのご質問でございますが、学校教育に地域の教育力を活用することは大変重要であり、教育効果も大きいと考えております。

本町では、境地区学校支援地域本部事業により、各校に予算を配当し、各校でゲストティーチャーへの謝礼として活用しています。年度当初に各校の代表者が集まり、ゲストティーチャーの活用計画を確認するとともに、年度末には1年間の実績について発表会を行っております。

また、町にはゲストティーチャーの人材バンクが用意され、学校の授業や行事等で使いやすくする配慮もしています。現在、86人、約50グループが登録されています。これらの方々は、境町の住民がほとんどですが、近隣の市町村からも協力をいただいております。

内容は、「読み聞かせ」、「昔遊び」、「大正琴」、「野菜づくり」、「茶道」、「珠算」、「俳句づくり」、「絵手紙」、「戦争体験」など、さまざまな分野にまたがっております。各校では、年間10回前後ゲストティーチャーをお招きし、児童生徒の学習にご協力をいただいております。

今後も地域の教育力を活用した教育支援をより充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○議長（木村信一君） ただいまの答弁に対し、質問はありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 大変教育長さん、ありがとうございました。

県の学習要領に従ってということでございますので、それならこれとあれやれとは言いませんが、ちよつと私のお話を聞いてください。

私、個人的な考えなのですが、考えというか、思いというか、思いますが、人口2万5,000余りの町には、小中学生、児童生徒、地元出身の高校、大学生、そして社会人の中にもスポーツ、芸能、文化、そしていろいろな分野ですばらしい活躍、成功している人たちが町にはたくさんいると思います。より一層町の発展と誇りを持って、持てる町にも……ぜひ独自の教科とはいかなくても、クラブ等で週1回ぐらいでもいいと思いますが、時間を考えて、何か境町独自でできるような、あればと思つたし、思つております。

そういうわけで、何かもし答弁があればお願いします。なければ結構なのですが、よろしく申し上げます。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

○教育長（佐怒賀政守君） ただいまの質問でございますが、月曜日から金曜日までの授業時数については、学習指導要領できちつと時数等も決められておりますが、それ以外にいわゆる特別活動とか、総合的な時間というものもつくられておりますが、そういうところで今までいわゆる地域の人の、地域本部事業というのは学校を応援する応援団みたいな形で、いわゆる卒業生とか、それから地域の有識者、この方に応援をいただいて、先ほど申し上げました、例えば静小学校で去年はこういうことをやっているのです。静小学校だけお話ししますと、まず、野菜づくり、福島孝幸さんという方をお願いして、それから食育・調理実習ということを山口久美子さんを講師にお願いして、それから俳句づくり、相良守治さんですか、お願いして、それから境ふるさと音頭、これを染谷勝子さんをお願いして、学習しています。それから、折り紙教室、稲見義子さんと澤辺玲子さんをお願いして実施しています。

次に、読み聞かせ、静まつりです、すばるの皆さんのお骨折りをいただいております。それから、絵手紙教室、やぎれい子さん、ほか4名の方、それから戦時中の話ということで、相良守治さんをお願いしています。それから、陶芸教室、篠崎薫さんですか、これが2回実施しております。

そうしたことで、境町の各小中学校ではやや同じようなことでゲストティーチャーということでお願いしています。

そのほか、ご紹介申し上げますと、例えば境一中では、境高校の生徒がゲストティーチャーとして学習指導に参加していただいているのです。ちなみに、境一中では、7月26日、中学3年生、高校生が11名、それから中学2年生に10名の方が来て学習指導をしていただいております。それから、8月20日には中学2年生ですね、高校生10名、それから中学1年生、高校生9名が来て学習指導をしております。英語、数学が中心でございます。冬休みには、12月27日には高校生16名が1年生と3年生で勉強を教えています。それから、1月7日には、高校生11名が中学1、2年生の全学年に勉強の手助けをしていると、そのようなゲストティーチャーと言つていいかどうかわかりませんが、とにかく一中の卒業生が母校で

後輩の指導をしていると、そんなことも、ちょっとこれは質問から離れるかもしれませんが、ご紹介したいと思いますが、今後ともできれば各小中学校で地域の応援的な人を招聘して、そして児童生徒の実技も含めてそうした教育の振興に努力していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） わかりやすいお話をいただきまして、大変ありがとうございます。

私がちょっと考えているのは、そういうよりもうちょっと違うのですね。ということは、私の①、②、③、教育長さんは全部一緒にまとめてやってくれたのですが、私は最初の一、二点を答弁をお願いしたつもりなのですが、教育長さんは3のほうまで言ってくれたので、私も全体を含めてお話をさせていただきます。

とりあえず、③番のゲストティーチャーというのは、私が思っているのはNHKテレビ、朝の番組なのですが、やっている「ようこそ先輩」、ご存じだと思うのですが、「ようこそ先輩」という番組があるのですね。私も毎週見ているわけではないのですが、時々見ているのですが、仕事やりながらでは見られないですから、そういう「ようこそ先輩」というのがあるのですね。これは、すばらしい先輩の方の講演だと私は思っています。本当に名のある方がやっています。その地元出身、私であれば静小、教育長さんだったら森戸小というふうに、地元出身の方が来るということがすばらしいということを私は言いたいわけです。あちこちにすばらしい講師の方がいますが、境町には。その地元出身、でなくても境町出身の方がゲストで母校に来てくれる。各町の学校に来てくれる、それが私はいいなと思ってこの問題を取り上げております。

児童生徒から見て、母校の卒業生、ああ、だれだれっちのじいちゃんだよ、ばあちゃんだよというような、身近に見える方がゲストティーチャーとして来ていただければ、より一層身近に見えて、将来大きな希望を、または夢が持てるのではないかという、私は発想です。

それを年に10回程度やっていると言うけれども、そんなに要らない、年に1回ぐらいでもいいと思う。これは、私の考えのやつは。それで、ほかのやつは8回でも10回でもいいけれども、私が言っているのは年1回でもできればいいな、場合によっては2年、3年でもいいと思う。そういう方が来るのだよ、地元出身でいるのだよ、そういうことで、そしてその地域の教育向上、教育支援にもなるのではないか、そういうねらいで私、この質問をさせていただいたわけです。

以上、ということなので、参考にいただきまして、長い目で町を思っている人間の一人として言いたかったわけです。何か答弁がありましたら、教育長さん、ひとつお願いします。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

教育長、佐怒賀政守君。

○教育長（佐怒賀政守君） 渡邊議員さんと本当に私もそういう気持ちでおります。地元の有識者を呼

んで、指導を受けるというのは、子供たちも身近に感じますし、また常日ごろ学校の先生の指導とは違った感覚で新鮮な気持ちで受け入れられておりますので、一中、二中ではキャリア教育というので、職業に目覚めるといふか、すばらしい職業人となる基礎を養うのが中学の教育でございますが、そうしたときに地元の卒業生ではないかもしれませんが、坂東太郎の青谷さんなんかは、一中も二中も引っ張りだこで、2回ぐらい講演をお願いしておりますね。あと、ちょっと特徴で挙げますと、富張博さんですか、猿島地区出身ですね、猿島小、そして境小等で木版画の指導を継続して指導いただいていると、こんな形も進めております。渡邊議員さんの気持ちと全く気持ちが同じですので、これからもできるだけそうした活動を学校でお願いして、児童生徒の教育の役に立てたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） それでは、よろしくお願いいたしますということで、要望をお願いします。

以上です。

それで、次に入ります。

○議長（木村信一君） これで1項目についての質問を終わります。

次に、2項目に対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 鈴木 孝君登壇〕

○民生部長（鈴木 孝君） 続きまして、「子ども手当について」とのご質問にお答えをいたします。

「子ども手当の一部を就学生の給食費に町では充てられないのか」とのご質問でございますが、現行の子ども手当制度におきましては、子ども手当の受給権は差し押さえ禁止債権とされております。平成22年度における子ども手当の支給に関する法律では、子ども手当が子供の健やかな成長と関係のない用途に用いられることは法の趣旨にそぐわないものとして、仮に学校給食費、保育料などに未納があっても、これを子ども手当と相殺することはできないものとされております。

しかしながら、子ども手当を学校の給食費等の未払い対策に活用すべきという地方側の要望を踏まえ、国においては平成23年度における子ども手当の支給に関する法律案では、本人の同意により23年度分の子ども手当から給食費、保育費等を徴収できる仕組みを今国会に提案しており、可決されれば可能となる見込みでございますが、議員のご質問の中でもございましたけれども、国会の動向につきましては、ご承知のとおり現段階では大変不透明な状況となっております。こうしたことから、今後国の動向等を注視しながら、実施に当たりましては関係機関と十分検討する中で対応してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 今、民生部長さんの答弁の中で、本年度の法案が通ればそういう教育費とか給食費に充てられるのですか。

○議長（木村信一君） 答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育料、それから給食費等で相殺することはできるというふうに説明を受けております。まだ詳細はわかっておりませんが、そのような形で国会に今提案されております。

以上でございます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） ありがたい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私もそういうふうに民生部長が言わなくても聞きたかったことは、父兄が学校、学校によっては地区委員さんという言い方あると思うのですが、とりあえず学校のそういう役員のお母さんが各家庭に出向いて集金をしているというのが現状ですよね、給食費は。そういう中で、私の子供のときから皆さんが集めるのに神経を使って集めたというのが給食費なのですよね。中には1回で行けなくて2回も3回も電話して行ってもなかなかお金が集まらなると、そういうかなり神経を使って集めて大変だというものずっと前から聞いております。そういう面で、町がそういうふうに充てられて、口座引き落としができれば、給食費ができれば集める方が安心していただけるわけですよね。ですから、今のやり方だとそういうふうに神経を使いながら、安全性にも欠けるし、そして集金率も上がらないのではないかと思います。この問題を取り上げたわけですが、今の部長さんの話でいいますと、私が考えているような方向に行っているのかなと思っておりますので、よろしく願いして、国の施策を思っております。

何かあったらお願いします。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） 補足をさせていただきたいと思いますが、私ども今聞いているのは、滞納がある場合の相殺ということで、全員の方を、例えばそういうふうに対応してしまうということには聞いておりませんので、済みません、説明が足りませんでした、申しわけございません。よろしく願いします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） そうすると、滞納の、言い方悪いのですが、要するにそういう方に対して、これを取り入れた場合、取り入れた場合、全員から給食費を差し引いて子ども手当を支給するということ

はできないということですか。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

民生部長。

○民生部長（鈴木 孝君） そのとおりでございまして、全員から給食費等を相殺して支給というふうにはならないと思います。

〔「それは本人同意……」と言う者あり〕

○民生部長（鈴木 孝君） そうですね。もちろん滞納対策として例えば徴収する場合も本人の同意を得てという条件になるというふうには聞いておりますけれども、いずれにしても原則これまで差し押さえ禁止債権で、滞納があってもなくても、画一的としたものを、もう例外的に滞納対策で制度を少し変えるという、そういう微調整程度の改正であるというふうに理解していただければと思います。抜本的に手法をすべて変えるということではないというふうに私ども聞いております。

いずれにいたしましても、もう少し、まだ厚生労働省で全国の都道府県の課長会議をやったばかりでございまして、詳細についてはまだ私どもに、資料のほうはメールで来ておりますけれども、内容についての説明はまだされておられません。そういう段階でございしますので、正確なところは申し上げられませんけれども、そのようなことになるというふうに考えていただければと思います。

以上でございします。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） ちょっとくどいようですけれども、町長にもちょっと何かお聞きしたいなという気がするので、その辺についてちょっと、差し押さえ的なことはできないということではいらっしゃるのですが、町長の考えというか、こうにできたらいいなというのがあったら、よろしくお願いします。

○議長（木村信一君） 答弁求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 議員さん，お答えいたします。

多分趣旨がちょっとかみ合っていなかったなと思うのですが、議員さんは全部子ども手当を給食費をそれから差っ引いてしまえと、こういうことだと思うのですが、それは原則的にはできないことはないでしょうけれども、今の法律が未払い者に限って本人の同意を得ればそれから差し引いてもいいですよという、法律が通るかどうかわからないです、正直のところ。今のところ子ども手当も危なくなっていますから、わからないのですが、そういうことなのですね。

それで、それが本当に同意を得なくてはできないということになりますと、境では議員さんおっしゃるように徴収してもらっています、役員さんに。これがあるから未納が物すごく少ないです、よそと比べて。これ、口座引き落としになりますと、多分3割ぐらい未納が出てしまうのではないかと思うくらい未納がふえてきます。ただ、口座振替同意を全部いただければ、口座から落ちない分はそちらから引

くという方法もありますので、それが本当に制度化されれば全部口座振替にしても、あるいは徴収率が同じぐらいになるのかなということは考えられますので、そういうものを含めて議員さんの趣旨を踏まえて、そういう制度ができたなら検討してまいりたいと、こう思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（木村信一君） 答弁に対し、質問ありますか。

渡邊昇君。

○3番（渡邊 昇君） 十分わかりましたし、とりあえず国の決まりの手当でございますので、そういうのを動向を見て町でも検討していただきたいと思ひます。

以上で、答弁は結構でございます。終わります。

○議長（木村信一君） これで渡邊昇君の一般質問を終わります。